

# 日本企業が逆転勝訴した 中国独禁法訴訟の最高人民法院判決

遠藤 誠<sup>1</sup>

## I はじめに

日本の日立金属株式会社は、2021年4月23日に中国の寧波市中級人民法院の下した一審判決において、寧波企業4社<sup>2</sup>への特許ライセンスの拒絶が中国独禁法における市場支配的地位濫用行為に該当すると判断され<sup>3</sup>、「取引拒絶」の停止及び損害賠償を命じられた。日立金属は、上記一審判決を不服として、最高人民法院に上訴した。なお、2023年1月、日立金属は、「株式会社プロテリアル」に社名変更した。

以上の状況の下で、2023年12月14日、中国の最高人民法院は、一審判決を取り消すとともに、原告（被上訴人）の訴訟請求を棄却する二審判決を下した<sup>4</sup>。即ち、プロテリアル（旧日立金属）が逆転勝訴したわけである。中国は二審制を採っているため、（再審で覆されない限り、）株式会社プロテリアル（旧日立金属）の勝訴が確定したことになる。

以下、本稿では、最高人民法院の二審判決のポイントを紹介するとともに、全文和訳を掲載する。

## II 最高人民法院の二審判決のポイント

### 1 「関連市場」の画定方法及び「市場支配的地位」の有無

#### (1) 総説

本件では、日立金属（当時）による特許ライセンスの拒絶が、市場支配的地位の濫用行為にあたるか否かが主な争点となった。そこで、本件にいう「市場」とは何か、まず検討されるべき重要な問題となる。

独占禁止法<sup>5</sup>12条2項によると、「関連市場」とは、事業者が一定期間内に特定商品又はサービスについて競争を行う商品範囲又は地域範囲を指す。また、独占禁止委員会による

---

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> 寧波市中級人民法院に日立金属を被告として独禁法違反訴訟を提起した寧波企業4社とは、寧波科田磁業有限公司、寧波永久磁業有限公司、寧波同創強磁材料有限公司及び寧波華輝磁業有限公司である。この4社が原告として提訴した4件の訴訟事件は、第一審でも上訴審でも、別々の事件番号が付されている。本稿では、そのうち、事件番号が「(2021)最高法知民終1398号」である二審判決を紹介する。

<sup>3</sup> 本事案では、国際標準や国家標準等に組み入れられた特許（標準必須特許）が問題とされたのではなく、いわば事実上の標準が問題とされたといえる事案であったという点に留意が必要である。

<sup>4</sup> <https://mp.weixin.qq.com/s/T9zTHautBPCFy30TJDEQYQ>

<sup>5</sup> 中国の独占禁止法は2022年6月24日に改正されたが、本稿における記述は、2022年改正前の2007年独占禁止法及び関連法令による。

「関連市場の画定に関する指南」（2009年5月24日公布・施行。以下「関連市場指南」という）は、「技術貿易、ライセンス契約等の知的財産権に関わる独占禁止法執行業務では、知的財産権、イノベーション等の要素の影響を考慮して、関連技術市場を画定する必要がある可能性がある。」（3条5項）と規定している。さらに、国家工商行政管理総局による「知的財産権の濫用による競争の排除又は制限の禁止に関する規定」（2015年4月7日公布、2015年8月1日施行。以下「知的財産権濫用規定」という）は、「知的財産権のライセンス等に関わる独占禁止法執行業務では、関連商品市場は、技術市場であることもあれば、特定の知的財産権を含む製品市場であることもある。関連技術市場とは、知的財産権の行使に関わる技術と、互いに代替可能な類似技術との間の競争によって構成される市場を指す。」（3条2項）と規定している。

上記のように抽象的な条文は規定されているが、具体的事案において「市場」を適切に特定することは容易ではない。

## （2）一審判決における「関連市場」の画定方法及び「市場支配的地位」の有無

一審判決における「関連市場」の画定は、表1のとおりである。

表1 一審判決における「関連市場」の画定

関連市場	一審判決における画定
①時間の幅：競争行為が発生した一定期間	日立金属が2013年7月に発表した新たに登録された特許ライセンスのリストが今まで変化がないことに鑑みると、係争関連市場の時間の幅は、「2013年7月から一審法廷弁論終結まで」
②商品範囲：競争関係が存在する商品又はサービスの範囲	<川上市場>：焼結ネオジム必須特許の特許ライセンスに関連する市場（日立金属が保有する主に第1類、第2類特許 <sup>6</sup> の特許ポートフォリオを含むライセンス形式で存在する） <川下市場>：焼結ネオジム商品市場
③地域範囲：競争関係商品の関連する地域	全世界範囲

そして、一審判決は、本件事案において、日立金属は、関連市場における「市場支配的地位」を有していたと認定した。理由は、以下のとおりである。

①日立金属は、川上市場における価格その他の取引条件をコントロールする能力を有している。（特許権者として完全な市場シェアを有する。取引相手は、特許技術の精度及び広さにおいて日立金属に対抗できない。）

②日立金属は、他人が川上市場に参入するのを排除する能力を有する。（日立金属は、焼結

<sup>6</sup> 一審判決によると、日立金属の特許ポートフォリオには、焼結ネオジムの製造に必要な不可欠な一連の特許が含まれており、それらの特許は、①第1類特許（もし特許請求項の技術方案を完全に避けようとする、焼結ネオジムの製造コストの急激な上昇を招き、その結果、当該事業者を焼結ネオジム製造分野から撤退させることになるような特許）、②第2類特許（もし特許請求項の技術方案を完全に避けようとする、焼結ネオジムの製造コストの上昇を招いてしまい、また、日立金属の特許ライセンスポリシーは個別の特許ライセンスを認めていないため、各特許によるコスト上昇が累積的に作用し、コスト上昇を招くことによって、当該事業者を焼結ネオジム市場から撤退させることになるような特許）、③第3類特許（焼結ネオジムの必要な製造過程に関わらない特許）の3種類に分類できると判示されていた。

ネオジムの製造に必要な特許を含む 600 件以上の焼結ネオジム特許により、関連市場の参入について有効にコントロールすることができる。）

③日立金属は、ライセンスを受けていないメーカーに対し、コントロールする能力を明らかに有する。（ライセンスを受けていないメーカーの製品を日本、米国等の国で販売することは難しく、また最終製品の目的地が不明確な川下メーカーに供給することも難しい。）

④日立金属は、特許ライセンスで形成した契約関係を通じて、川下市場に強い影響を与える。（日立金属とライセンスを受けたメーカーの製品のシェアを合わせると、川下商品市場の著しく大きなシェアを占めている。）

### （3）二審判決における「関連市場」の画定方法及び「市場支配的地位」の有無

二審判決によると、本件の証拠は、焼結ネオジムの必須特許の独立したライセンス市場の存在を証明するには不十分であり、日立金属が保有する焼結ネオジムの必須特許のライセンスの関連市場を認定することはさらに困難であるとされた。即ち、一審判決にいう「関連商品市場」の「川上市場」についての認定（焼結ネオジム必須特許の特許ライセンスに関連する市場。日立金属が保有する主に第 1 類、第 2 類特許の特許ポートフォリオを含むライセンス形式で存在する）を覆した。二審判決がそのように判示した理由は、①原告 4 社は、日立金属の関連特許技術が焼結ネオジムの製造に「必須の特許」とであると主張しているが、その一方では、原告 4 社は、日立金属の特許権を侵害していないとも主張しており、矛盾があること、②焼結ネオジム材料及びその製造技術は発展しており、「日立金属の焼結ネオジム特許は必須特許である」という主張は、証拠を欠くこと、③日立金属の特許実施許諾を受けていない中国企業は、焼結ネオジム材料を中国国内で生産・販売し、欧州等の国に実質的に支障なく輸出していたこと、④原告 4 社も、日立金属の特許の必須性は技術から生じたものではなく、むしろ日立金属の訴訟による威嚇や独占権の取り決めから生じたものであると主張していたことにある<sup>7</sup>。そして、二審判決は、「日立金属の焼結ネオジム特許が代替不可能であり、独立した関連市場を構成している」という原告 4 社の主張は、現実と矛盾しており、証拠も不足しているとした上で、本件における関連商品市場は、代替性の高い特許技術及び非特許技術等を含む焼結ネオジム製造技術市場と画定されるべきとした。

また、二審判決は、本件事案において、日立金属は、上記の意味での関連市場における「市場支配的地位」を有していたとはいえないと判示した。理由は、以下のとおりである。

①日立金属とその特許実施許諾を受けた企業の市場シェアは高くなく、関連市場の取引状況をコントロールすることは困難である。

②本件の証拠は、日立金属の特許が技術的に代替不可能であることを証明するのに十分ではなく、むしろ、日立金属の特許が技術的に代替可能であることを示すものである。したがって、日立金属が、その他の類似の技術を開発し又は類似の商品を生産する事業者の関連市場への参入に影響を与えることが技術的に困難であることを示している。

③日立金属の特許が商業的に代替不可能であるという寧波企業の主張は、成り立たない。

（寧波企業は、中国企業が焼結ネオジムを米国に輸出しようとする場合、日立金属の特許実施許諾を取得しなければならないと主張したが、それを裏付ける証拠を欠いている。寧波企業 4 社は、2014 年から 2017 年までの期間に、焼結ネオジム生産量及び売上が年々増加しており、日立金属の特許実施許諾を取得していなかったために市場参入が困難になるということにはなかつたし、寧波企業 4 社は自社の生産技術は日立金属の特許を侵害していないと何度も公言していた。当該事実は、日立金属の特許技術が代替不可能でないことを示している。）

<sup>7</sup> <https://baijiahao.baidu.com/s?id=1791980074396072693&wfr=spider&for=pc>

## 2 「不可欠施設」理論について

### (1) 総説

本件は、一審法院が「不可欠施設」(中国語では「必需設施」。英語では「essential facility」)理論を初めて適用したことから、国内外から注目され、大きな反響を呼んだ。

知的財産権濫用規定7条1項は、「市場支配的地位を有する事業者は、正当な理由なくして、その知的財産権が生産経営活動の不可欠施設となっている状況において、他の事業者に対し合理的な条件による当該知的財産権の使用許諾を拒絶し、競争の排除・制限をしてはならない」(下線は筆者が付した)と規定している。7条1項の規定にあるとおり、「知的財産権」が「不可欠施設」に該当し得ることは、従来から、知的財産権濫用規定において、明文で認められていた(本件の一審法院の裁判官が、自己の裁量により「不可欠施設」理論を作出・適用したわけではない)ことに留意が必要である。

なお、2023年6月25日、国家市場監督管理総局は、「知的財産権を濫用し競争を排除・制限する行為の禁止規定」を公布した(施行日は、2023年8月1日)。これは、従来の知的財産権濫用規定に取って代わるものであり、知的財産権濫用規定は同時に廃止された。新しい「知的財産権を濫用し競争を排除・制限する行為の禁止規定」では、知的財産権濫用規定とは異なり、「不可欠施設」という文言が削除された。このことは、立法レベルにおいて、知的財産権分野における「不可欠施設」理論の適用に対する中国政府の慎重な態度が看取される。

### (2) 一審判決における「不可欠施設」理論の適用

一審判決は、「不可欠施設」の要件につき、①当該施設が、他の事業者が競争に参加するのに不可欠であること、②独占者が当該不可欠施設をコントロールしていること、③競合者は、合理的な努力の範囲内で同様の施設を複製できないこと、④独占者は、競合者が当該不可欠施設を利用することを不合理に拒絶していること、⑤独占者が当該不可欠施設を提供することが可能であることであると判示した<sup>8</sup>。

そして、一審判決は、日立金属の特許が「不可欠施設」に該当するとした。理由としては、①当該特許は、焼結ネオジム企業が競争に参加するために必要不可欠なものであること、②日立金属は、知的財産権者として不可欠施設を独占的にコントロールしていたこと、③競合者は、合理的な範囲内で同様の施設を複製することができないこと、④寧波企業は、明らかにライセンス要求を提出し、且つ合理的な対価を支払う意思があった状況において、日立金属は競合者である寧波企業が当該不可欠施設を利用することを拒絶した事実が存在すること、⑤日立金属は、当該不可欠施設を提供し、特許ライセンスを与えることが可能であったこと(日立金属のライセンス拒絶には、合理的な理由がなく、寧波企業は大規模な同業事業者として、特許実施の条件を備えており、ライセンスを求める意思も積極的に示していた)が挙げられている。

### (3) 二審判決における「不可欠施設」理論に対するスタンス

二審判決は、一審判決の「不可欠施設」理論の適用を具体的に評価することはなかったが、日立金属の関連特許は回避不可能ではなく、日立金属は関連市場において市場支配的地位を有していないと認定し、實際上、一審の「不可欠施設」の認定を覆した<sup>9</sup>。

<sup>8</sup> これらの要件に法令上の根拠は無く、一審判決が独自に判示したものである。

<sup>9</sup> <https://baijiahao.baidu.com/s?id=1791980074396072693&wfr=spider&for=pc>



### Ⅲ おわりに

一審判決に対して、筆者は、解説<sup>10</sup>及びセミナー<sup>11</sup>等において、「①国際標準や国家標準に組み入れられていない特許につき、独禁法にいう『不可欠施設』に該当するとしてよいのか、②本判決における『関連市場』の画定方法は妥当ではないのではないか、③本件事案において、日立金属による『取引拒絶』を本当に認定できるのか、④なぜ、第一審弁論終結日である2017年3月10日から判決日である2021年4月23日まで、4年以上もの長期間を要したのか等、多くの疑問がある。」「本判決の判旨には疑問がある。本判決は、中国で特許権を有する他の日本企業にとっても、他人事ではない。本判決に従えば、(もちろん具体的事案の状況にもよるが、)中国企業から特許ライセンスを求められれば、事実上、拒否することはできないということにもなりかねないからである。その意味で、本判決の内容については、判旨に賛成するか反対するかにかかわらず、十分に検討しておく必要がある。」と指摘していたところである。

今回の最高人民法院の二審判決は、主に、上記②の「関連市場」についての第一審判決の認定を否定することにより、プロテリアル(旧日立金属)の逆転勝訴の結論を導いた。即ち、今回の最高人民法院の判決は、(ア) 一審判決のいうような、日立金属が保有する焼結ネオジムの必須特許のライセンスの関連市場を認定することは困難であること、(イ) 日立金属の焼結ネオジム特許が技術的に代替不可能であることを証明するために利用可能な証拠が不十分である場合には、本件関連商品市場は、代替性の高い特許技術及び非特許技術等を含む焼結ネオジムの製造技術市場と画定されるべきであることを判示した。その結果、日立金属が「市場支配的地位」を有するとは認定できず、したがって、本件において、市場支配的地位があることを前提とする独禁法違反の主張は認められないと判示された。

中国ビジネスに関わる日本企業・日系企業としては、最高人民法院の二審判決の理論構成及び理由付けを十分に検討しておく必要がある。

以下、最高人民法院の二審判決の全文和訳を掲載する。二審判決において、「日某株式会社」と記載されているのは「株式会社プロテリアル」(旧日立金属)であり、「日本住某金属株式会社」と記載されているのは「住友特殊金属株式会社」(旧日立金属)であり、「寧波同某磁材料有限公司」と記載されているのは「寧波同創強磁材料有限公司」であると思われる。

#### <最高人民法院 2023 年 12 月 14 日判決の全文和訳>

#### 中華人民共和國最高人民法院 民事判決書

(2021)最高法知民終 1398 号

上訴人(一審被告):日某株式会社。住所地:日本国東京都港区。  
代表人:高某。

<sup>10</sup>「論説 中国独占禁止法と知的財産権」(『知財管理 Vol.72 No.5 (No.857)』日本知的財産協会、2022年5月)、「中国独禁法の市場支配的地位濫用行為に関する寧波市中級人民法院判決〔上〕・〔下〕」(『国際商事法務 Vol.50 No.1, No.2』国際商事法研究所、2022年1月・2月)等。

<sup>11</sup>「知財を巡る中国独占禁止法の規定とガイドライン並びに最新運用状況」(日本ライセンス協会 関東月例研究会、2021年12月8日開催)等。

委託訴訟代理人：詹昊、北京安杰世澤律師事務所律師。

委託訴訟代理人：宋迎、北京安杰世澤律師事務所律師。

被上訴人（一審原告）：寧波同某磁材料有限公司。住所地：中華人民共和國浙江省寧波市。

法定代表人：趙某。

委託訴訟代理人：趙燁、北京市競天公城律師事務所律師。

訴訟代理人：李萌、北京德恒律師事務所律師。

上訴人である日某株式会社（以下、「日某」という）は、被上訴人である寧波同某強磁材料有限公司（以下、「同某公司」という）との間の市場支配的地位の濫用に関する紛争事件において、中華人民共和國浙江省寧波市中級人民法院（以下、「一審法院」という）が 2021 年 4 月 23 日に下した（2014 年）浙甬知初字第 581 号の民事判決に不服とし、本院に上訴し、本院は 2021 年 7 月 21 日に立件受理した後、合議廷を法律に従って組織し、2021 年 11 月 10 日に尋問のために両当事者を招集し、2021 年 11 月 23 日に公開開廷し、審理を行った。上訴人日某の委託訴訟代理人詹昊、宋迎、被上訴人である同某公司の委託訴訟代理人趙燁、李萌は法廷で訴訟に参加した。本件は既に審理を終結している。

同某公司是、2014 年 12 月 11 日に一審法院に訴訟を提起し（当該法院は同日に立件した）、法院に対し、日某がかかる独占的行為（抱き合わせ販売行為及び取引拒絶行為を含む）を中止するよう命じ、且つ独占的行為により同某公司に生じた 550 万人民元（本判決に係る通貨は、外貨である旨の表示がない限り、いずれも人民元を指す）の経済的損失（合理的な費用を含む）を賠償するよう求めた。事実及び理由：日某は、焼結ネオジム必須特許の世界的なライセンス市場において市場支配地位を濫用し、抱き合わせ販売行為及び取引拒絶行為を行い、焼結ネオジムの川下市場における正常な競争を排除・制限し、「中華人民共和國独占禁止法」（2007 年 8 月 30 日公布、2008 年 8 月 1 日施行、以下「2007 年独占禁止法」という）第 17 条の規定に違反し、同某公司に重大な損害を与えた。

一審で日某は、次のとおり弁明した。同某公司是、日某の関連する焼結ネオジム特許が焼結ネオジム製造業者にとって必要であることを証明する十分な証拠を提出していない。同某公司是、関連市場を「日某の焼結ネオジム必須特許のライセンス市場」であると誤って画定している。日某は、市場支配的地位を有していない。同某公司是、特許ライセンス交渉の誠意を有していない。日某に不当行為はない。よって、同某公司の訴訟請求は、却下されるべきである。

一審法院は、審理を経て、次のように判断した。

## （一）当事者の基本状況

### 1. 同某公司の状況

2004 年に設立された同某公司是、焼結ネオジム永久磁石材料の研究、生産、応用開発を専業とするハイテク企業である。公司登録資本は 2500 万人民元であり、ネオジム関係の特許を 10 数件保有する。2013 年 8 月、同某公司是、瀋陽中坊科技有限公司等 6 社と共同で、「レアアース永久磁石産業技術イノベーション戦略連盟」（以下、「7 社連盟」といい、その中には、同某公司等の 4 社の寧波企業を含む。）を設立し、焼結ネオジム産業に関する知的財産権紛争に対処している。同某公司の 2014 年から 2015 年までの焼結ネオジム設備の生

産能力は、1,800 トン、2016 年から 2017 年までの焼結ネオジム設備の生産能力は 2,000 トン、年別生産能力はそれぞれ 2014 年 721.5 トン、2015 年 785.4 トン、2016 年 810.9 トン、2017 年 995.1 トン（合計 3,312.9 トン）であった。年ごとの年間売上高は、2014 年が 1.785 億円、2015 年が 1.72 億円、2016 年が 1.95 億円、2017 年が 2.53 億円（合計 7.985 億円）。

## 2. 日某の状況

日某は、日本の東京に本社を置く日本企業で、その製品は主に磁性材料（焼結ネオジム永久磁石材料、フェライト永久磁石材料、アモルファス合金の軟磁性材料等）、磁石応用部品等を扱っている。日某の製品販売地域は、中国大陸を含むアジア地域、米国、日本、欧州連合（EU）、その他多くの国を含み、当該企業が生産するネオジム焼結製品は中国大陸で主に日系企業向けに限定販売されている。

### (二) 焼結ネオジム製品及び関連製品の市場に関する基本情報

#### 1. 永久磁石材料の発展の歴史

永久磁石材料の歴史的発展は、フェライト段階（磁気エネルギー積 4.6MGOe）、アルニコ合金段階（磁気エネルギー積 11.5MGOe）、サマリウムコバルト型（SmCo5 及び Sm2Co17）段階（磁気エネルギー積 31.0MGOe）、ネオジム（NdFeB）段階（磁気エネルギー積 43MGOe）を経て、そのうちの後者 2 つは、レアアース永久磁石材料に属する。従来の永久磁石材料と比較して、レアアース永久磁石材料は、現段階で最も良い磁気特性と最も優れた総合的な性能を持つ磁性材料であり、現代工業の重要な基礎材料となっている。

1983 年、日本住某金属株式会社は（以下、「住某」という。のちに日某に買収された）、サマリウムコバルト型永久磁石と異なり、残留磁化が高く、保磁力と磁気エネルギー積が大きく、且つ動態回復性能に優れたネオジム永久磁石材料を初めて発明した。ネオジム永久磁石（NdFeB）は、高価な希少金属コバルトを使用する必要がなく、レアアース中の含有量はサマリウムの 5～10 倍であるため、原料が比較的豊富で比較的安価であるため、すぐに多くの分野でサマリウム・コバルトタイプのレアアース永久磁石に取って代わり、様々な分野で広く使用されるようになった。

#### 2. 永久磁石材料の分類

永久磁石材料は、材料の違いにより、金属永久磁石材料、複合永久磁石材料、フェライト永久磁石材料、レアアース永久磁石材料に分けられる。焼結ネオジム永久磁石材料はレアメタル永久磁石材料の一種である。焼結ネオジム永久磁石材料は、製造工程の違いにより、焼結型、粘結型、ホットプレス型に分けられる。3 種類の永久磁石材料は、それぞれ性能と応用に特徴があり、川下の応用分野の重複範囲は比較的小さく、代替や混在する作用をするのではなく、互いに補完的な機能を果たしている（永久磁石材料の分類については添付の図 1 を参照のこと。3 種類のネオジム材料の利点、製造工程及び応用対比については添付の図 2 を参照のこと）。

ハイテク、高付加価値用途の製品は、焼結ネオジム磁石体により高い性能が要求される。焼結ネオジム磁石体の性能指標には、主に磁気エネルギー積及び保磁力が含まれるが、磁気エネルギー積及び保磁力には、どちらかが減少すれば、どちらかが上昇するという負の相関関係があり、業界では通常、最大磁気エネルギー積と保磁力の合計を使用して焼結ネオジム

磁石の性能等級を考慮している。中華人民共和国工業情報化部発行の「新材料産業『第十二次五カ年計画』の発展計画」によると、「第十二次五カ年計画」の期間中、保磁力が 30kOe 以上、動作温度が高い、又は磁石体の磁気エネルギー積 (MGOe) と保磁力 (kOe) の和が 65 以上の焼結ネオジム磁石を重点的に発展させる。上記の指標は、ハイエンド焼結ネオジム磁石を定義するために使用することができ、ハイエンド焼結ネオジム磁石とミドルローエンドの焼結ネオジム磁石に分けることができる。

### 3. 焼結ネオジム製品の市場に関する基本情報

中国は、レアアース資源の大国であり、世界で最もレアアース資源が豊富であり、世界の資源量の約 36.67%を占め、レアアースの生産量も最大の国である。ネオジム永久磁石材料は、中国で世界最大の関連産業を形成しており、レアアース永久磁石材料は中国のレアアース総消費量の 44.10%を占め、最大のシェアとなっている。2000 年以降、中国は日本を抜いてレアアース永久磁石材料の世界トップの生産国になった。川下応用の発展に伴い、中国のネオジム永久磁石材料の生産高は、比較的速いペースでずっと成長している。2010 年から 2019 年までの 10 年間で、中国のネオジム永久磁石材料の生産は 118%成長し、年平均複合成長速度は 9.06%であった。中国で生産されるレアアースネオジム永久磁石材料の大部分は焼結ネオジムであり、2019 年には焼結ネオジムが 94.3%、粘結ネオジムが 4.4%を占めた。2016 年を例にすると、世界のネオジム永久磁石の生産分布は、中国の生産量は世界一の 115,040 トンで、世界総生産量の 81.8%を占めた。日本のネオジム永久磁石の生産量は 22,330 トンで、世界総生産量の 15.9%を占め、その他の国又は地域の生産量は 1,800 トンで、世界総生産量の 1.3%を占めた。2016 年、日某の焼結ネオジム永久磁石材料の販売収入は 6.1 億ドルで、世界市場規模の約 9.1%を占めた。北京中某高技術有限公司（以下、「中某」という）が世界市場規模の約 7.5%、信某株式会社（以下、「信某」という）が世界市場規模の約 7.1%、T×会社が世界市場規模の約 4.4%、寧某股份有限公司（以下、「寧某」という）が世界市場規模の約 2.7%を占めた。中国レアアース業界協会の統計によると、中国は 2018 年に 13.8 万トンのネオジム磁石材料を生産し、世界総生産量の 87%を占め、生産量世界 2 位の日本の 10 倍近くを占めた。中国のレアアース永久磁石製品は 2019 年に世界 100 カ国以上に輸出され、製造業が最も発達しているドイツ、米国、日本が中国の輸出量の上位 3 位を占めた。中国の高性能レアアース永久磁石材料の発展も加速しており、高性能ネオジム磁石材料の生産量は世界の 50%近くを占めている。中国レアアース業界協会のデータによると、2018 年の高性能ネオジム半製品の世界生産量は約 4.8 万トンで、そのうち中国の高性能ネオジム半製品の生産量は約 2.3 万トンで、高性能ネオジム材料の世界総生産量の約 47.92%を占めている（2010 年から 2019 年までの中国のネオジム磁石材料生産量の成長状況については、別紙の図 3 を参照のこと）。

中国の焼結ネオジム永久磁石産業は急速に発展しており、独自の産業クラスターを形成し、中国の浙江省寧波地区、北京、天津地区及び山西省は、中国のネオジム生産の三大基地地区を形成し、中某は世界で最大のネオジム生産企業の一つとなった。

平某証券股份有限公司が 2020 年に発表した「新素材シリーズ深層レポート第 2 重点戦略材料編：高性能レアアース永久磁石材料-グローバル競争力、適切な時に上昇する風」によると、次のように記録されている。世界市場でも国内市場でも、レアメタル永久磁石材料はローエンドにおいて供給過剰で、ハイエンドにおいて供給不足の状況を示している。ネオジム磁石材料半製品を例に挙げると、中国レアアース工業協会のデータによると、2018 年、



ネオジム材料の世界半製品生産量は 18.5 万トンで、そのうち高性能ネオジム半製品の生産量 4.8 万トンに過ぎず、約 26%を占めている。中国のネオジム半製品の生産量は 15.7 万トンで、そのうち、高性能ネオジム半製品の生産量は 2.3 万トンに過ぎず、約 15%を占めている。レアアース永久磁石材料の供給量の伸びの速さから見ると、中国の高性能レアアース磁石材料生産量の伸び率は、業界生産高全体の伸び率よりはるかに小さい。2014 年から 2016 年までの 3 年間、中国のネオジム磁石材料の生産量は、年間複合増加率が 10.08%であったが、高性能ネオジム磁石材料の年間複合増加率は 2.06%であった。中国の現在の焼結ネオジム生産企業は 200 社近くあり、生産能力は 40~50 万トンである。生産量の集中度から見ると、中国の年間生産量 3000 トン以上の企業はわずか 7.5%を占めているが、年間生産量 1500 トン以下の企業は 84%を占めており、大部分の磁石材料企業の生産量は 1500 トンに達していないが、業界生産能力規模の最大磁石材料企業の年間生産能力は 2 万トン近くあり、企業の両極化はより深刻である。

### (三)日某の焼結ネオジム特許及び関連技術ライセンス市場に関する基本情報

#### 1.焼結ネオジムに関する特許及び日某焼結ネオジム特許の概況

1982 年、住某は、日本と欧州でそれぞれ特許（日本特許番号 1,622,492 及び 2,137,496、欧州特許番号 0,101,552 及び 0,106,948）を出願し、Nd-Fe-B 化合物の存在を揭示し、その後、Nd<sub>2</sub>Fe<sub>14</sub>B 金属間化合物と特定された。1983 年には、住某が前記特許に基づいて米国で特許（US4,770,723）を出願した。1982 年に訴外の他社が、粘結磁石体を使用される NdFeB 急冷粉の成分特許（US4,802,931 及び US4,851,058）を住某とほぼ同時に出願した。その後、他の会社はこの 2 つの基本成分特許に基づく特許を欧州と日本でそれぞれ出願した。本件の第一審判決が下される前に、上記のネオジム基本成分特許はそれぞれ 2003 年及び 2006 年に失効している。1997 年には、住某が米国で四方晶体の結合を有する NdFeCoB に関する別の成分特許（US5,645,651）を取得し、当該特許は 2014 年 7 月 8 日に失効している。

ネオジムの基本成分の特許が失効する前の 1998 年、US5,645,651 の特許を取得したばかりの住某が、他の会社と共同で、米国国際貿易委員会（USITC）において、US4,770,723（住某）、US4,792,368（住某）、US5,645,651（住某）、US4,496,395（他の会社）、US4,802,931（他の会社）、US4,851,058（他の会社）の 6 件の特許について、337 条調査（米国国際貿易委員会が米国の「1930 年関税法」の規定に基づき、輸入製品による米国の知的財産権の侵害、その他輸入貿易における不公正な競争行為について調査すること）を開始し、制裁措置を開始したことを受け、中国企業 2 社に対して権利侵害の訴状が提出された。中国企業 2 社は応訴せず、住某は米国国際貿易委員会が下した「一般的排除命令」（General Exclusion Order）を取得し、上記 6 件の特許ライセンスを取得していないネオジム製品のアメリカでの販売は差し止められた。

2012 年 8 月、日某は米国で保有する 4 件の特許（US6,461,565（住某）、US6,491,765（住某）、US6,527,874（住某）、US6,537,385（住某））を用い、新たな 337 条調査（337-TA-855）を米国国際貿易委員会（ITC）に対し申し立てた。当時、日某と中国のネオジム生産企業 3 社はすべて応訴し、日某は開廷前に中国の 3 社と和解し、後者に特許の使用を許諾した。2003 年、日某は住某を買収し、同時に住某の焼結ネオジム特許技術を取得した。

#### 2.日某の焼結ネオジム特許技術ライセンスの基本状況

日某は、焼結ネオジム特許を世界で 600 件以上保有しており、中国では 8 社の企業にその特許を実施許諾している。2007 年 4 月に発表された日某の焼結ネオジム磁石に関する特許公告によると、日某は焼結ネオジム特許を世界で 615 件出願しており、その内訳は、日本特許 181 件、米国特許 137 件、中国特許 90 件、ドイツ特許 37 件、英国特許 25 件、フランス特許 19 件、その他の国の特許等である。上記特許の所在国は、基本的に世界の焼結ネオジムの主要な応用市場をカバーしている。日某の上記特許は、成分、化合物、表面処理及び製造工程を広くカバーしている。同時に、日某がライセンス形式を採用しており、その特許のカバーする地域において、ライセンシーに対して、日某の関連特許に基づく焼結ネオジム磁石の製造及び販売を権利付与し、日本以外のライセンシーが日本国内でネオジム磁石を販売することは認められていない。1993 年、中某は住某と米国通某汽車公司の特許ライセンス権を購入し、ネオジム製品の販売に関する特許ライセンス権を有する中国初の磁石企業となった。2000 年以降、中国の他の 4 つのネオジム磁石企業が相次いで住某の特許を購入した。当該企業は、北京京某科技有限公司（以下、「北京京某」という）、北京銀某科技有限公司（以下、「銀某」という）、寧某、安某股份有限公司（以下、「安某」という）である。

2013 年 7 月、日某は以下の声明を発表した。1. 下記の企業は焼結ネオジム特許の実実施許諾を取得し、日本を除く全世界で焼結ネオジム製品を製造販売することができる。ライセンスを付与されたのは、中某、北京京某、銀某、寧某、安某、煙台正某磁性材料股份有限公司（以下、「煙台正某」という）、寧波金牟強磁磁器有限公司（以下、「寧波金某」という）、安徽大某新材料股份有限公司（以下、「安徽大某」という）、摩某集團（中国企業 8 社、英国企業 1 社が焼結ネオジム特許の使用許諾を受けている）、2. 下記の企業は、日某の磁石特許の一部を保有し、世界中でレアアース磁石を生産・販売することができるが、中国国内でのレアアース磁石の製造販売には制限がある。信某株式会社、T×公司。3. 下記の企業は、日某の旧特許を使用し、焼結レアアース磁石を製造販売することができるのみである。施某磁材公司、尼某公司、ドイツ真空溶鍊公司。

#### (四) 日某の関連特許パッケージの分類についての専門知識人の意見

中国における磁性材料分野の専門知識を有する馬某は出廷し、次のように述べた。「日某の特許パッケージには、焼結ネオジム製造に不可欠な一連の特許が含まれている。その中の一部特許について、関連メーカーが権利請求の方案（単一特許）を完全に回避しようとする、焼結ネオジムの生産コストの急激な上昇を招き、事実上、当該事業者は焼結ネオジムの生産分野から撤退せざるを得ない場合、それは第 1 類特許に分類される。別の特許の一部について、関連メーカーが権利請求の方案を回避するとコストの上昇を招き、日某の特許ライセンスポリシーは単独の特許ライセンスを許さないため、それぞれの特許が招くコスト上昇は重疊的な影響を及ぼし、特許集合によるコスト上昇は事業者を焼結ネオジム市場から撤退させることになる場合、そのような特許を第 2 類特許と呼ぶ。第 3 類特許は、焼結ネオジムの必然的な生産過程には関連していない。日某の第 1 類と第 2 類特許は、本件における日某の必須特許の集合を構成する。専門家の馬某は、次のような書面意見を提出した。第一に、焼結ネオジムは、需要代替、供給代替のいずれの観点から分析しても、他の磁性材料に代替されることが困難な独自の特性を有する。第二に、日某が 2007 年 3 月に公表した特許リストには、「単独の必要性のある特許」と「組み合わせによる必要性のある特許」があり、日某の特許ライセンスは技術的にも商業的にも不可欠であった。第三に、日某が特許の実実施許諾を拒絶したことは、業界の健全な発展と競争に重大な弊害をもたらした（日某の

焼結ネオジム特許パッケージの第一類及び第二類の特許リストについては、この分野の専門知識を有する馬某が発行した別紙図4を参照のこと。

(五)同某会社と日某との特許ライセンス交渉に関する基本情報

2014年3月14日、同某会社を含む7社連合は、焼結ネオジム特許のライセンス問題に関する日某との交渉を行うため、米国 Alston & Bird 法律事務所の弁護士である蘇某弁護士に委託した。蘇某弁護士は、前述のクライアントを代表して、日某に対し、焼結ネオジム特許のライセンスの権利付与の取得を希望する要求を表明する書簡を作成するよう委託され、書簡を受領した日某は、2014年3月17日、Morrison & Foerster 法律事務所の弁護士を通じて関連交渉を行った。その後、日某は当該法律事務所に委託して蘇某弁護士と連絡を取る弁護士を選任し、2014年4月に双方の弁護士が秘密保持協定を締結した後、蘇某弁護士は日某と特許ライセンスに関する更なる交渉を対面で行いたいとの意向を示した。日某の弁護士は、日某はライセンスするつもりは全くないという意味を示したが、日某は面会することは可能であるという意味を示した。会談に先立ち、2014年5月28日、蘇某弁護士は日某の特許ライセンスに関する態度を確認するため、日某の弁護士に連絡したが、日某の弁護士は、改めて日某はライセンスを付与する意向がないことを再度表明した。2014年5月29日から30日にかけて、双方の代表は米国サンフランシスコ市内で2日間の会談を行ったが、日某の弁護士はライセンス付与の意向がないことを再度示した。日某は、2014年6月20日、一部の質問リスト（主に7社連合各社の技術詳細に関するもので、製品サンプルの提供を含む144問に及ぶ。）を提出し、連合各社に1社ずつ回答するよう求めたが、7社連合は、質問内容が技術流出を懸念する生産工程のコア技術に関するものであると考え、もし日某がライセンスの実施許諾の意思を示せば、連合各社は完全に回答することができる旨を示したが、日某はライセンスの意思がないことを示した。2014年7月から8月にかけての交渉が不調に終わった後、2014年10月22日、7社連合は日某に対し、秘密保持協定を解除したと通知した。2015年2月13日、同某会社は日某に電子メールを送り、特許ライセンスについて引き続き協議をしたい旨を表明した。2015年2月18日、日某は同某会社に電子メールを送り、同某会社が特許ライセンスについて明確で具体的な要求を示さないため、回答できないと示した。2015年3月9日、同某会社は再び日某に電子メールを送り、公平性、合理性、無差別性の原則に基づいて特許許諾リストを提供する意思があるかどうかについて7日以内に明確な回答を求め、そうでなければ拒否したものとみなすと回答した。日某は、両当事者が取引の交渉段階に入る前に、同某会社が関連特許訴訟を提起することは、誠実信用の原則及び商慣習に反するものであり、この書簡に返答することはできないと回答した。2015年3月18日、同某会社は日某に電子メールを送り、特許ライセンスに関する当事者間の交渉過程を振り返り、ライセンス料に関する取引価格の明確な条件を提示し、その他の取引条件は日某の他企業に対するライセンス条件と同一又は実質的に類似であるよう要求した。2015年3月20日、日某は、同某会社による関連特許訴訟の提起は、誠実信用の原則及び商慣習に反するものであり、当分の間、この件について連絡を取り続ける必要はないと考えた。

(六)争議事実に関連するその他の状況

中華人民共和国商務部は、2016年5月29日、日某と中某が中国江蘇省における中外合弁会社を共同設立したことに係る事業者集中独占禁止届出事案を承認した。一審では、日某から中国国内の8事業者への年間売上高に応じたライセンス料率が提示された（ライセンス料率の具体的な数値は、営業秘密に関わるため公開されなかった）。



一審法院は、以下のとおり認定した。本事案は、市場支配的地位の濫用に関する紛争であり、知的財産権の濫用問題に関わる。争議の焦点は関連市場、市場支配的地位、市場支配的地位の濫用行為、関連する法的責任の認定である。

関連市場の期間又は時間市場は、2013年7月（日某が権利付与した新たな特許実施許諾リストを発表した時点）から第一審の弁論終結日（即ち、2017年3月10日）までとすることができる。係争関連市場の商品範囲（商品市場）は、日某が保有する焼結ネオジムの必須特許の特許許諾に関連する市場と画定し、関連商品は、日某が有する焼結ネオジム市場に参入するのに必要な特許のライセンスであり、当該関連商品市場は、日某の第1類及び第2類特許を主に含むパテントプールパッケージライセンスの形式で存在する。関連川下市場は、焼結ネオジム商品市場である。焼結ネオジム製品は、世界的な産業チェーンを形成しており、川上と川下の市場はいずれも世界的な市場である。

日某は特許権者として、完全な市場シェアを有し、価格、数量及びその他の取引条件をコントロールする能力を有する。日某の600件以上の焼結ネオジム特許には、焼結ネオジムの製造に必要な特許が含まれており、日某は関連市場への参入を効果的にコントロールすることができる。市場にはライセンスを受けていない焼結ネオジムメーカーも存在するが、そのようなメーカーは日某が画定した範囲外でしか生産事業ができない。ライセンスを受けていないメーカーの製品を日本や米国等に販売することは難しく、製品の最終的な行き先が不明確な川下メーカーに供給することも困難であり、日某が、ライセンスを受けていないメーカーに対して一定の市場支配力を有しているのが現状である。日某自体は、世界有数の焼結ネオジムの生産メーカーの一つであり、川下商品市場においてライセンスを受けているメーカーとのシェアは顕著な割合を占めており、日某は焼結ネオジムの生産に必要な特許を保有しており、特許ライセンスの付与を通じてライセンシーメーカーとの間で協定関係（その関係が協調行動の域に達する場合、それはハブ&スポーク協定の一つとなる。）を形成することで、日某は川下市場において強い市場力を持っている。したがって、日某は本件関連市場において支配的地位を有する。

同某公司是、本件において、日某が2007年独占禁止法第17条に規定される市場支配的地位の濫用に該当する「抱き合わせ販売」と「取引拒絶」の2つの行為を行ったと主張した。日某は、同某会社に抱き合わせ販売が疑われる内容の特許ライセンスリストを提出していないとして、一審法院は、同某公司に対し、抱き合わせ販売についての主張を退けた。本件において、日某の係争特許は、技術的に代替不可能なものであり、日某は長期的な事業活動において、その特許は焼結ネオジム製造に不可欠であるという主張は、市場支配力を強固にし、強化するものであり、より強い支配的地位を形成するものである。このような状況の下で、一審法院は、日某の係争特許が不可欠施設を構成すると判断した。日某によるライセンス拒絶行為は、知的財産権の濫用行為に該当し、技術革新に直接的に不利であり、関連市場における競争を実質的に排除・制限する影響を及ぼし、ひいては消費者の利益又は公共の利益を害するものである。

日某による知的財産権の濫用行為は、2007年独占禁止法上の「取引拒絶」行為に該当するため、競争上の損害を修復するために、日某は「取引拒絶」行為を停止し、本件第一審判決の効力発生後、合理的な期間内に、公正、合理的、無差別の原則に合致した係争特許実施



許諾契約条件を同某に提出すべきである。本件において、当該損害は、同某会社が当該取引のライセンスを取得していた場合に得られた場合の利益と、当該取引のライセンスを取得していなかった場合の利益との差額、及び同某会社が独占的行為の調査・差止めのために支払った合理的な費用に集約される。日某がライセンスを許諾された国内事業者 8 社の関連年度のライセンス料率、関連損害の算定期間等を要素に、日某は 316.6 万元（合理的訴訟費用 27 万元を含む）の損害賠償責任を負うべきであると判断された。

要約すると、一審法院は、「中華人民共和国独占禁止法」（2007 年公布）第 2 条、第 12 条、第 17 条第 1 項第 5 号及び第 6 号、並びに第 2 項、第 18 条、第 50 条及び第 55 条、「最高人民法院による独占行為に起因する民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定」第 14 条、「中華人民共和国民事訴訟法(2017 年改正)」第 64 条 1 項の規定により、2021 年 4 月 23 日、以下のとおり、(2014) 浙甬知初字第 581 号の民事判決を下した。「一、被告日某株式会社は、原告寧波同某強磁材料有限公司に対する取引拒絶による独占民事侵害行為を直ちに停止せよ。二、本判決の効力発生の日から 10 日以内に、被告日某株式会社は原告寧波同某強磁材料有限公司に対して経済的損失 316.6 万元の損害を賠償せよ。三、原告の寧波同某強磁材料有限公司のその他の訴訟請求を棄却する。本判決で指定された期間内に金銭の支払義務を履行しない場合、中華人民共和国民事訴訟法第 253 条及び関連する司法解釈の規定に従い、履行遅延期間中の債務利息の倍額（倍額部分の債務利息＝有効な法的文書により決定され、債務者がまだ清算していない一般債務の利息を除く金銭債務×1 日あたり 1 万分の 1.75×履行遅延期間）を支払わなければならない。事件受理手数料 50,300 人民元は、原告寧波同某強磁材料有限公司が 10,673 人民元、被告日某株式会社が 39,627 人民元を負担する。」

日某は一審判決を不服とし、本法院に上訴し、次の通り請求した。1.一審判決を取り消し、同某の訴訟請求すべてを棄却するよう判決を変更する又は本件を再審すること。2.同某会社に本件訴訟費用の全額負担を命じること。事実と理由は、以下のとおりである。(一)一審法院は関連市場の画定を誤った。本件の関連行為は主に 2014 年 5 月末から 2015 年 3 月 20 日までの日某によるライセンス拒絶行為であり、日某は 2013 年 7 月から 2014 年 5 月までの期間にいかなるライセンス拒絶行為も行っていない。特許の必要性を判断するためには、特許に含まれる技術的ポイントを個別に分析する必要がある。日某は、関連特許の「重要性」と特許の「必要性」は同じではないと主張し、同某公司も独自の生産プロセスを持っていると公言していた。米国エネルギー省の報告書にも、「日某の焼結ネオジム特許の許諾がなければ、焼結ネオジム市場への参入は難しい」との記述はない。一審法院は、需要代替分析を行わず、事実・法的根拠もなく、関連特許を必須特許と認定した。本件において、川上技術市場を画定する必要はなく、仮に川上技術市場を画定するとしても、焼結ネオジムプロセス技術市場、即ち、日某の特許及び他の代替技術を含む焼結ネオジムプロセス技術市場を画定すべきである。(二)一審法院は、日某が市場支配的地位を有していると認定した。一審法院は、日某が価格及びその他の取引条件をコントロールする能力、川上市場への他者の参入を排除する能力、及びライセンスを受けていない製造業者をコントロールする能力を有していると誤って認定した。中国はレアアース資源大国であり、中国企業は原材料の入手においてより多くの交渉力を持っており、市場は完全に競争的であり、日某は販売市場や原材料調達市場をコントロールする能力を持っておらず、関連技術市場には多数の代替技術が存在し、参入障壁がなく、日某が特許技術をライセンスしたかどうかは、他の特許技術の市場参入に影響を与えない。本件は、独立した合法的な特許ライセンス協定を含んでおり、水平共

謀やハブ&スポーク協定には関係していない。(三)一審法院が日某に知的財産権の濫用行為があったと認定したのは誤りである。1.係争特許は不可欠施設を構成せず、一審法院は不可欠施設の考慮に基づいて分析を行わず、係争特許は代替可能であった。2.一審法院は、同某会社が主張する行為が川下市場における競争を排除・制限する効果があったかどうかを調査しておらず、また、競争者の数、集中の度合い、需給関係、価格の動き、コストの変動、利益率等の基本状況を含む競争状況について認定しておらず、一審法院の関連認定の結論は誤っている。実際、日某によるライセンス拒絶行為は、川下市場における競争を制限排除するものではなく、焼結ネオジム製品の市場において、日某が川下の多数の優良メーカーに特許ライセンスを供与しており、川下市場で競争している企業は中国だけでも 200 社以上あり、同某会社の市場競争条件はライセンス拒絶によって変化することはなく、市場から排出されることもなく、むしろ、営業高は毎年着実に増加している。3.日某は、他者に特許権の実施を許諾する義務を負わず、許諾を拒絶したのは、過度の取引コストと負担を避けるための合理的且つ十分な商業的配慮に基づくものである。既に権利付与した中国企業 8 社は、研究開発、資本、信用においてより優位性があり、安定した収益を確保しつつ、業界のイノベーションを促進することができる。(四)一審法院は、同某会社の損失の判断を誤った。同某会社は、かつて独立した自主的な生産技術を有していると繰り返し公言しており、2014 年から 2017 年までの平均着工率は 54.4%であり、基本的にライセンス企業と同程度であり、自らの市場運営活動に影響はなく、損失もない。一審法院が「当該取引ライセンスを得た場合の利益と当該取引ライセンス（条件下の取得）を得なかった場合の利益の差額」を経済損失として算定するとしても、ライセンスを受けた企業の料率を参照する必要があるが、中国の許諾を受けた企業 8 社の年間売上高に基づくライセンス料率は、一審法院が認定した「必須特許」の範囲と異なり、比較することはできない。(五)一審法院の手続の違法性。1.一審法院は、日某に通知することなく、合議廷メンバーを裁判官の陳佳強に変更し、それが審理に参加しないまま判決を下したが、これは集中審理の原則に違反するものである。2.判決は請求の範囲を超え、同某会社が主張する「取引拒絶」「抱き合わせ販売」以外の行為を「知的財産権の濫用行為」とみなした。

同某会社は、次のとおり答弁した。(一)日某の焼結ネオジム特許ライセンスは、独立した関連市場を構成する。1.係争特許は既に権利付与されており、焼結ネオジム特許ライセンスは排他的属性を有し、その他の永久磁石技術ライセンスは係争特許ライセンスに代替することは困難である。2.事業者がライセンスされた特許を回避すれば、コストの急激な上昇を招き、その結果、市場からの実質的な撤退となる。関連する輸出市場と国内市場との間には少なくとも 10%の価格差があるため、日某がライセンス料率を 10%引き上げたとしても、需要者が係争特許のライセンスを諦めて、輸出市場又は焼結ネオジム市場から撤退する可能性はない。3.日某の特許ライセンスは、特定の市場に参入するための資格となっており、ライセンスなしでは米国や日本への輸出は不可能であり、日某は、関連メーカーが当該特許を回避して磁石を生産することは不可能であると主張している。4.日某とライセンサーとの間のハブ&スポーク独占協定は、日某の焼結ネオジムライセンスを置き換えることをさらに困難にした。日某は、米国国際貿易委員会への特許権侵害調査 (USITC「337 条調査」)の申請を契機として、ライセンサーとの間でライセンス協定を締結した。ライセンサーは、日某にライセンス料を支払う必要があり、且つ日本市場に参入してはならないことが要求されるが、協定を締結し、協定に従えば、日某の特許の必要性の継続による独占利益を享有することができ、同時に、川下市場の事業者をして 2014 年の基本特許の期限満了後も日某の関連特許の必要性について確信させ、それにより、他の競合他社が関連市場に参入するこ

とを排除し、独占利益を得ることができる。(二)日某は市場支配的地位を有する。日某は、関連市場の全シェアを有するだけでなく、市場参入とライセンス価格を完全にコントロールしていた。前述のハブ&スポーク協定の結果、関連するライセンシーは共同保有者となり、日某はその特許を利用して、ライセンシーと独占協定を締結し、他の事業者の米国等の市場への参入に共同で対抗し、日本等の地理的市場を分割することで、その市場支配的地位をさらに強化した。(三)日某は、市場支配的地位を濫用する行為をした。当該特許の必要性は、技術に起因するものではなく、日某の抱き合わせ販売の濫用、訴訟の威嚇、独占的な取り決めに起因するものであり、日某のライセンス拒絶には合理的な理由がない。日某は、関連するライセンシーに形を変えた利益を提供し、中国市場の 200 社近くの企業は日某からライセンスを取得できず、ライセンスを取得した企業に最大 10%の代理店手数料を支払うしかない。日某のライセンス拒絶という濫用行為の結果、同某公司是焼結ネオジム輸出市場に参入できず、それは明らかに競争を制限・排除し、消費者の福利が害された。日某の濫用行為により、同某公司を含む一連の事業者が、関連市場に参入することができなくなり、国内市場において、ハイエンドの焼結ネオジム市場では供給不足、ミドルローエンドでは供給過剰という状況が形成され、事業者の合法的な権益が深刻な損害を受けた。(四)一審法院は、正しい賠償額を認定した。一審法院は、同某公司の賠償額算定方式を支持しなかったが、同某公司の損失はその訴訟請求額をはるかに上回る。本件は、公益訴訟的性質を帯びており、市場支配的地位の濫用の是正を中核とする行為であった。一審法院は、日某の独占の損害賠償は日某を効果的に懲戒することができ、ハブ&スポーク独占協定を含む不法行為の停止を促し、正常な競争秩序を回復させることができるとした。(五)一審法院の審理において、手続の違反はなかった。一審法院は、2 回の審理に先立ち、「法廷審理記録改革告知確認書」をもって、陳佳強裁判官が本件の第一審に参加することを当事者双方に明確に通知又は提示し、日某はその際、何らの異議も申し立てず、当該告知確認書に署名した。以上の事実は、日某が陳佳強裁判官の本件一審への参加を知り、且つ認可したことを十分に証明するものである。以上のことから、日某の上訴請求は事実上及び法律上の根拠を欠き、却下されるべきである。

本院の二審の期間において、日某はエコノミストの張某 (Brattle 集団大中華区主管及び権益パートナー) 及び技術専門家の劉某を専門知識人として出廷させ、意見陳述及び質問を受けるよう申請し、同某公司是技術専門家の馬某を専門知識人として出廷させ、意見陳述及び質問を受けるよう申請した。日某は、6 通の追加証拠を提出し、同某公司是 8 通の追加証拠を提出し、本院は両当事者間の証拠交換と反対尋問を行った。

日某が提出した証拠は以下の 6 点である。(別紙 1.1)、1.『日某と寧波科某等 4 社の企業による独占民事紛争に関する法律問題に関する専門家の論証意見』(証拠 1.1)、『中国独占禁止は特許を不可欠施設とする：寧波科某磁業 v. 日某事件』(Framing patents as essential facilities in Chinese antitrust : Ningbo K×Magnet Co., Ltd. v. H×Metals) (証拠 1.2)、2007 年独占禁止法の知的財産権分野での適用に一定の特殊性があり、特許所有者が一方的にライセンスを拒絶する行為は、極めて特殊な場合にのみ 2007 年独占禁止法違反と認定されることがあることを証明するために使用する。2.「技術専門家報告」(証拠 2.1)、「経済学報告」(証拠 2.2)、「レアアース磁性材料」(証拠 2.3)、「中科院寧波材料所の永磁特許が中国発明特許の優秀賞受賞」ニューススクリーンショット (証拠 2.4)、関連市場に日某が有する特許技術に対して代替的な特許技術及び非特許技術が存在することを証明するために使用する。本件の川上関連技術市場の範囲は、一審法院が画定



した範囲よりはるかに大きい。3.日本の経済産業省発行の「知的財産権の価値評価に基づく特許等の活用方法に関する調査研究報告書」7頁及びその中国語訳（別紙3.1）、「金某永磁(300748)レアアース永磁強者、新エネルギーを迎える盛大な宴」の抜粋（証拠3.2）は、日某が川上技術市場、世界或いは中国焼結ネオジム商品市場のいずれにおいても市場支配的地位を有していないことを証明するものである。4.『中某\_公司介绍/歴史沿革』ページスクリーンショット（証拠4.1）、『寧某\_公司介绍』ページスクリーンショット（証拠4.2）、『安某\_公司介绍/焼結ネオジム磁石及び製品/粘結ネオジム磁石及び製品』ページスクリーンショット（証拠4.3）、『銀某\_發展過程/製品センター』ページスクリーンショット（証拠4.4）、『煙台正某\_公司介绍/發展過程』ページスクリーンショット（証拠4.5）、『安徽大某\_公司概要/發展過程/資質証明書』ページスクリーンショット（証拠4.6）、『寧波金某\_歴史過程』ページスクリーンショット（証拠4.7）、『北京京某\_トップページ/發展過程』ページスクリーンショット（証拠4.8）は、日某がライセンスした企業が業界内の優良企業に属していることを証明するために使用するものであり、日某のライセンスを受ける前に生産能力、規模、名声、革新能力等の面で同某公司より優位性がある。5.『寧波金某（集団）股份有限公司2020年年度報告摘要』抜粋（証拠5.1）、もとの中華人民共和国商務部独占禁止局審査決定通知（商独占禁止審査書[2016]第52号）（証拠5.2）、『2016年第2四半期無条件承認事業者集中案件リスト』スクリーンショット（証拠5.3）、中国川下焼結ネオジム市場における競争が十分であること、関連市場における競争を制限・排除する状況は存在しないことを証明するために使用されるものである。6.日某が作成した秘密保持証拠『日某希土類磁石特許に関する調査報告』及びその中国語翻訳（1部）は、特許に関する許諾使用料等の事実を証明するために使用されるものである。

同某公司が提出した証拠は次の8点である。1.一審法廷記録改革告知確認書」は、日某が本件一審裁判官の構成を把握し、確認したことを証明するためのものである。2.「日本の特許障壁が中国のレアアース永久磁石材料の輸出を制約することの実証分析」は、日某が特許の抱き合わせを通じて、中国企業の特許出願等のさまざまな手段に対して、特許の障壁を設定し、関連業界の競争に深刻な影響を与え、中国企業の利益を深刻に害していることを証明するためのものである。3.中華人民共和国商務部の「レアアース永久磁石材料の輸出商品技術指南」は、市場競争に正常に参加するために、日某が係争特許の使用を中国企業に許諾する必要があることを証明するためのものである。4.「状況説明」は、日某が許諾を拒絶し、一部の企業と和解した等の関連事実を証明するためのものである。5.「鄭州が世界のiPhoneの半分を作った理由」は、中国の保税区内で生産される焼結ネオジム磁石を使用した端末製品にも特許ライセンスが必要であり、焼結ネオジム磁石の輸出には日某の特許ライセンスが必要であり、中国の消費者はその影響を受けていることを証明するために使用される。6.「高性能レアアース永久磁石材料—グローバル競争力、タイミングよく風が吹く」は、中国の海外向け端末製品を生産販売する川下メーカーが特許ライセンスのない焼結ネオジムを使用した場合、焼結ネオジムの輸出には日某の特許ライセンスが必要であり、中国の消費者にもその影響があることを証明するために使用するものである。7.『知的財産権分野における独占禁止の典型事例精選（抜粋）』は、日本の『知的財産権利用に関する独占禁止法ガイドライン』の中で、ある技術が参入障壁になった後、当該特許権者は支配的地位を有し、そのライセンス拒絶は公平な競争を阻害することを認定するものである。8.「指導案例78号：北京奇某が、騰某有限公司及び深圳市騰某公司による支配的地位の濫用を訴えた紛争事件」は、訴えられた事業者が競争を排除したり妨害したりすることを証明する直接的な証拠が事件に存在し、それによって事業者の市場的地位及び被疑独占行為の市場への影響を評価する



ことができる場合、法院は市場支配的地位を濫用したすべての事件ごとに、関連市場を明確且つはっきりと画定する必要はないことを証明するために使用するものである。

証拠調べにおいて、同某公司是日某の証拠 1～5 の真実性と合法性を認めたが、その関連性を否定した。同某公司是、日某の証拠 6 は同某公司に提供されたものではなく、秘密にしておくべきものではないという理由で、当該証拠について証拠調べを行わなかった。日某は、同某公司の証拠 1～3 及び 5 の真実性及び合法性は認めたが、その関連性及び証明目的は否認した。同某公司の証拠 4、6 の真実性、合法性及び関連性は認めたが、その証明目的は否認した。同某公司の証拠 7 及び 8 の合法性及び関連性、その証明目的は認めなかった。

本院は、審査の結果、当事者と証拠調べの意見及び証拠本体の出所及び性質等の状況に基づき、日某の 6 つの証拠 1-6 の真実性と合法性を確定し、その関連性及び証明目的を結び合わせて審理の必要性及び事件その他の関連事実に対して認定を与える。同某公司の証拠 7、8 の合法性、関連性及び証明目的は認めない。

一審法院が把握した基本的事実に対して、同某公司是異議を申し立てなかった。日某は、第一審法院が認定した基本的事実に対して、次のような異議を申し立てた。(一)一審法院は、同某公司等の寧波 4 企業の状況を認定する際、当該寧波 4 企業の利益率、粗利益、製品の売上高、自主技術等の経営状況を把握することを怠り、寧波 4 企業に競争上の損害があるか否かを確認しなかった。実際のところ、当該寧波 4 企業は、日某公司からライセンス認可を得なくても、独自の技術により関連業界内で十分に発展することができた。(二)一審法院は、焼結ネオジム製品市場の基本状況を認定する際に、焼結ネオジム商品市場の供給及び需要の状況を把握せず、関連市場の価格変動を把握しなかった。(三)一審法院は、焼結ネオジム製品市場の基本状況を判断するに当たり、関連商品市場の競争状況を把握しなかった。(四)一審法院は、焼結ネオジム特許及び関連技術ライセンスに関する市場の基本状況を判断するに当たり、焼結ネオジム技術の関連状況の特定を怠り、誤った判断をした。一審法院は、他の企業が有する特許の価値を把握していなかった。(五)一審法院は、焼結ネオジムに関する特許の総体的な状況、数、分布、特許の実施、特許の競争制約の程度等の具体的な状況を把握することを怠った。(六)一審法院は、上記寧波 4 企業と日某との間の特許ライセンス許諾の基本状況を認定するに当たり、日某がライセンスを拒絶した状況を誤って認定し、上記寧波 4 企業が日某の関連特許出願に対する無効の申立ての具体的な状況を認定することを怠った。(七)一審法院は、日某が「取引拒絶」の正当理由を証明する証拠を提出したことを確認しなかった。(八)一審法院は、寧波 4 企業の実際の損失を確認しなかった。本院は、審査を経て、一審法院が調査した事実に対し提出した日某の異議は、主に、一審法院が関連事実の調査を怠ったことであると認定し、当該事実はいずれも関連法律問題の分析認定と密接に関連している。一審法院が関連事実の調査を怠ったか否かについて、本院は、当事者が証明すべき事実を証明する有効な証拠を提出したか否か、及び本件の審理において当該事実を調査する必要があるか否かを検討する必要がある。本院は、以下の事実調査及び理由付けの部分でこれを分析し認定する。

本院は、一審法院が認定した上記の基本的事実が証拠によって裏付けられていることを確認した。また、本院は以下の事実も別途認定した。

(一)一審法院は、2014 年 12 月 11 日に本件を受理・立件し、2015 年 2 月 2 日に「合議廷の

構成人員通知書」を作成し、2015年3月16日に当該通知書（代理人王某の署名入り）を日某に送達したが、当該通知書には、一審当時、当該法院は審判員である馬洪氏を審判長とし、裁判員の代理である吳玉凱、人民陪審員である吳華榮氏が合議廷を組織し、審理を行うことが決定したと記載されている。一審法院は、2015年12月18日に第1回審理を開廷し、同審理における「法廷審理記録改革告知確認書」には、審判員が馬洪、陳佳強、馬寧であることが記録され、日某の代理人である詹昊、董蕭、同某公司の代理人である趙焯、段永利が署名確認した。2017年2月20日に「合議廷構成人員変更通知書」を作成し、2017年2月22日に日某に交付（訴訟代理人董蕭が署名）した通知書には、第一審法院が合議廷の審判員の馬洪（審判長）、代理審判員の馬寧、祝芳に変更して構成することを決定したと記載されている。一審法院は2017年3月10日に開廷して第2回審理を行い（計2回の開廷）、当該審理における「法廷審理記録改革告知確認書」には、合議廷のメンバーが馬洪、陳佳強、祝芳であることが記録され、日某の代理人である詹昊、董蕭、同某公司の代理人である趙焯、丁亮が署名確認した。一審法院は2021年4月23日に一審判決を下し、判決文の末尾の署名欄には、合議廷のメンバーは審判長の馬洪、審判員の祝芳、陳佳強であったと記載されている。

(二)論文「レアアース永久磁石材料」（雑誌『科学觀察』2017年第4号所収）には、次のように論じられている。焼結ネオジム磁石は中国で最も急成長し、最も広く応用されている。焼結ネオジム磁石を主とするレアアース永久磁石材料は、中国のレアアース新材料応用の60%を占めている。中国はすでにレアアース永久磁石材料の製造と応用工業システムをほぼ完全に確立し、世界最大のレアアース永久磁石材料の生産基地となり、生産量は世界の85%を超えている。製品は、ボイスコイルモータ、電子動力パワーステアリング、MRI等のハイエンド分野に進出し、レアアース資源大国からレアアース永久磁石製品の生産大国へと飛躍した。近年、中国はいくつかの重要な研究成果を発表した……ハイブリッド車と風力発電のための高安定性、低コスト焼結ネオジムのキーテクノロジー、産業化生産に応用されている単結晶粒状異方性窒化サマリウム鉄磁性粉末のキーテクノロジー等の開発に成功した。特に、最近、中国の多くのユニットは、ダブルフェーズ又はマルチメジャーフェーズの新型レアアース永久磁石の開発に成功したことは注目に値する。これは、高存在度のレアアースを有効利用させ、中国のレアアース産業の持続可能な発展にとって大きな意義がある。

(三)もとの中華人民共和国商務部独占禁止局は、2016年5月29日に、審査決定通知（商務独禁審査書[2016]第52号）を發出し、次のように表明した。当該局は、2007年独占禁止法第26条に基づき、中某と日某が合弁会社日某三環磁材（南通）有限公司を新たに設立する案件を禁止せず、同日より集中を行うことができると審査決定した。

(四)技術専門家である劉某は、日某から委託され、2021年11月4日に技術専門家報告書を発行し、次のように論述した。全体的に、焼結ネオジムを含む特許技術の発展は、3つの発展段階を経ており、最も早い技術孵化期（1982～1990年）には、ネオジムを発見した日本とアメリカの出願人が主であり、その後、関連技術は徐々に安定し、低速発展した第二段階（1991～2008年）に入った。2009年から、ネオジム関連技術は再び高速発展期に入り、年平均200-600件の特許出願があり、この一段階で、中国企業の出願件数は大幅に飛躍的に増加し、他国の企業を大きく引き離している。高性能焼結ネオジム材料において、中国は多くの重要なプロセス技術を突破し、国際的な先端水準に到達した。現在（報告書の発行時期は2021年11月）、中国はネオジム永久磁石材料の特許出願件数で、日本に次いで世界第2

位である。同時に、関連分野の非特許技術も多数存在する。これらの事実はすべて、市場には日某以外の特許・非特許技術と関連製品が多数存在し、流通していること、市場にはアルファス合金を含む製造方法が存在すること、焼結ネオジムは非標準製品であり、代替技術が多数存在すること、焼結ネオジム企業の市場シェアを決定する要因が多数存在すること、日某が保有する特許の影響力は限定的であり、製品市場に大きな影響を与えないことを示している。

(五) 龚某、張某は 2021 年 11 月 4 日に「日某による市場支配的地位濫用紛争事件に関する経済分析意見書」を公表した。西南証券の「ネオジム業界の供給構造」における関連会社の生産データによると、2017 年の国内市場シェア状況は、日某 1.56% で、日某のライセンスを取得した企業のうち、中某 6.07%、寧某 1.55%、安某 0.89%、正某磁業 1.62%、安徽大某 0.57%、京某股份 0.82%、寧波金某 0.83%、信某 2.52%、T×公司 2.52%、ドイツ VAC が 0.5% であった。2017 年国外市場シェア状況は、日某 0.89% で、日某ライセンスを取得した企業のうち、中某 2.5%、寧某 0.82%、安某 0.41%、正某磁業 0.4%、安徽大某 0.48%、京某股份 1.13%、寧波金某 0.47%、信某 1.45%、T×1.45%、ドイツ V× が 0.29% であった。

(六) 論文「中国のレアアース永久磁石材料の輸出を制約する日本の特許障壁の実証分析」(雑誌『レアアース』2018 年 10 月号所収) には、日本がレアアース永久磁石分野で特許障壁を設ける主な手段には、国際市場を優先してコントロールすること、悪意をもってレアアース特許期間を延長すること、中国のレアアース生産の現状に対して特許を出願し、特許障壁を設置すること、レアアース特許ネットワークを組織し、高額な利益を得ること等がある。

(七) 中華人民共和国商務部が 2020 年 12 月に発行した「輸出商品技術指南レアアース永久磁石材料」には、次のように記載されている。レアアース永久磁石材料製品のターゲット市場の大半は先進国であり、彼らは、レアアース永久磁石材料を主にハイエンド製品の生産に使用して消費している。現在(指南の発行時期は 2020 年 12 月)、日本は、絶対的に多数なレアアース永久磁石材料に関する世界のコアな特許を所有しており、日本企業は世界の特許技術の掌握の力により大規模な特許クロスライセンスを実施し、独自の厳格な特許保護を行うと同時に、中国のレアアース永久磁石企業に対して特許障壁を構成している。1983 年以来、日某は、レアアース永久磁石に関する合計 1,113 件の特許出願に関わり、そのうち、中国での特許出願は合計 158 件である。日某の特許権付与を取得していない中国のレアアース永久磁石企業の製品は、米国等の指定国に輸出することができない。

(八) 平某証券股份有限公司が 2020 年に発表した「新素材シリーズ第 2 回重点戦略素材詳細レポート: 高性能レアアース永久磁石材料—グローバル競争力、タイミングよく風が吹く」は、中国レアアース工業協会のデータを引用して論述している。中国ネオジム磁石材料の生産量は 2014 年以降大幅に増加しており、そのうちの各年の生産量は、2013 年 9.43 万トン、2014 年 11.8 万トン、2015 年 13.51 万トン、2016 年 13.69 万トン、2017 年 15.67 万トン、2018 年 16.45 万トン、2019 年 18.03 万トンである。中国の高性能レアアース永久磁石材料生産成長率は業界全体の生産成長率よりはるかに小さい。2014 年から 2016 年までの 3 年間、中国のネオジム生産年間複合成長率は 10.08% であったが、高性能ネオジム磁石材料の複合成長率は 2.06% しかなかった。その中で、主な原因は、高性能レアアース永久磁石材料の参入障壁が高く、生産能力の急速な拡張が比較的困難であり、具体的には技術と人材の



障壁、非標準化製品の製造障壁、品質認証障壁、特許障壁等に体现されている。

本院は、本件は市場支配的地位濫用に関する紛争であると判断した。一方当事者の日某が日本企業であるため、本件は、涉外要素を有する。「中華人民共和国涉外民事関係法律適用法」第4条の「中華人民共和国の法律が涉外民事関係に強制的な規定を有する場合は、その強制的な規定を直接適用する」という規定、2007年独占禁止法第2条の「中華人民共和国国内の経済活動における独占行為については、本法を適用する。中華人民共和国国外の独占行為が、国内市場競争に排除、制限の影響を与える場合、本法を適用する」という規定、「最高人民法院による中華人民共和国涉外民事関係法律適用法の適用の若干問題に関する解釈（一）」第8条第5項の独占禁止に関する法律・行政法規は「中華人民共和国涉外民事関係法律適用法」第4条に規定された直接適用の強制性規定とするとの規定により、本件には『中華人民共和国独占禁止法』及び関連行政法規を直接適用しなければならない。本件の訴えられた取引拒絶行為は主に、日某が、2014年3月17日に同某公司からライセンス要求書を受け取った時から2015年3月20日に双方が暫定的に意思疎通する必要がないと表明した時までの間に発生したため、本件の審理には、被疑独占行為の発生期間に施行されていた2007年独占禁止法を適用しなければならない。双方の当事者の主張によると、本件二審における争点は、順に、関連市場、市場支配的地位、市場支配的地位濫用行為、民事法律責任に関する認定である。同時に、日某は一審法院の審理手続が合法ではないと主張したが、本院は、補充により明らかにした事実に基づいて、日某の当該主張は明らかに事実と法律とが一致せず、当院は支持しない。よって、本件二審は上述の4つの方面の実体的争点を重点的に審理するが、もし同某公司による日某の市場支配的地位に関する主張が成立しないとすると、後続の市場支配的地位濫用行為、民事法律責任の争点は審理する必要がない。本院は、二審で、まず関連市場の画定と市場支配的地位の認定問題を審理する。

#### (一)関連市場の画定について

いかなる競争行為も一定の市場範囲内で発生し、関連市場の画定は通常、競争行為を分析する起点である。被疑独占行為が独占禁止法に違反していると主張する一方の当事者は、一般的に被疑独占行為が影響する関連市場を画定し、証拠を提出するか、又は十分に理由を説明しなければならない。2007年独占禁止法第12条第2項の規定によると、関連市場とは、事業者が一定期間にわたって特定の商品又はサービス（「商品」と総称する）について競争する商品の範囲と地域の範囲を指す。関連市場を定義するには、全体的に時間、商品、地域の3つの要素を考慮する必要がある。市場競争に時間的な制約が明らかになる場合は、時間的な要因を考慮する必要がある。関連商品市場とは、商品の特性、用途及び価格等の要素に基づいて、需要者が比較的緊密な代替関係を持つと考えている1組又は1種の商品から構成される市場を指す。関連地域市場とは、需要者がより密接な代替関係を持つ商品を手に入れる地理的な地域を指す。関連市場を画定する際には、一般的に商品の特徴、用途、価格等の要素に基づいて需要代替分析を行うことができ、必要に応じて供給代替分析を行うことができる。知的財産権の独占禁止に関わる場合、関連する技術市場を画定し、知的財産権、革新等の要素の影響を考慮する必要があるかもしれない。関連する商品市場は技術市場であってもよいし、特定の知的財産権を含む商品市場であってもよい。関連技術市場とは、知的財産権の行使に係る技術と、相互に代替可能な同類技術との間の競争により構成される市場を指す。

#### 1.時間範囲について



本件で調査した事実によれば、同某公司を含む7社連盟は、2014年3月14日、米国の弁護士に依頼して、日某と焼結ネオジム特許のライセンス交渉を行った。日某が2013年7月に公表した新しい特許ライセンスリストに基づき交渉が行われたが、このリストは本件の一審判決が出た時まで変化していない。係争関連市場は、ライセンス拒絶の被疑独占行為に係わる技術市場に基づいており、ライセンス拒絶行為そのものに基づいて確定するのではない。一審法院がこれに基づいて係争関連市場を画定した期間は2013年7月から一審法院の弁論終結日(2017年3月10日)までであり、不当ではない。日某公司是、ライセンス拒絶行為が発生し始めた時に関連市場の時期を起算することを主張するが、事実と法的根拠が不足しており、当院は支持しない。

## 2. 関連商品市場について

本件において、焼結ネオジム材料は、市場において他の磁性材料と代替性がなく、焼結ネオジム材料又はその製造技術が独立に関連市場となるための主要な前提を備えていることに、当事者は同意している。しかし、本件の証拠は、独立した焼結ネオジム必須特許のライセンス市場の存在を証明するには不十分であり、日某が所有する焼結ネオジムが特許ライセンス関連市場の必須特許として認定することはより困難である。この点について、当法院は以下のように分析し、認定する。

まず、本件双方当事者の主張と立証を総合的に見ると、本件には2つの不一致又は矛盾した訴訟主張と事実表現が存在する。一方では、同某公司等の企業は、日某の関連特許技術は焼結ネオジムの生産に「必要な特許」(即ち、「避けられない」技術)又は重要な(essential、important)技術であると考えているが、他方では、同某公司等は、日某特許のライセンス取得を希望する生産メーカーであると同時に、焼結ネオジムの自社生産は日某特許の侵害ではないと主張している(日某特許技術を使用しておらず、独自技術を持っている等と称している)。同時に、日某は、中国国内で特許実施許可を得た8社を除く約200社の生産企業に対し、これまで特許侵害訴訟を提起しておらず、日某は以前米国で中国企業に対して337条調査を行ったが最後まで行っていない(当事者の和解により訴訟を取り下げ、日某も米国で特許侵害訴訟を提起していない)。

次に、焼結ネオジム材料とその生産技術の発展の事実は、客観的に、本件紛争当時のいわゆる「日某の焼結ネオジム特許は必須特許である」という主張が証拠の裏付けを欠いていることを示している。焼結ネオジム製造技術には、成分と製造工程の両方が含まれ、焼結ネオジム分野では、各生産メーカーが製造する焼結ネオジムの基本成分は安定して公知である傾向があり、各メーカーが製造する焼結ネオジムの分配比には、特許、技術秘密、公知技術というそれぞれの技術の違いがある。例えば、住某が1982年から1983年にかけて出願して取得したネオジム化合物の成分に関する特許は、同某公司在2014年に訴訟を提起するまで30年以上の経過を経て成立しており、特許の保護期間満了とネオジム市場の急速な発展により、関連技術は公知技術となった。これと同時に、近年、中国は、焼結ネオジム材料の特許出願と生産、輸出等の面で急速に発展している。焼結ネオジム材料とその生産技術は非標準化製品と非標準化技術であり、技術の更新と反復がますます頻繁になっている。本件において、同某公司の専門知識を有する馬某氏は、日某焼結ネオジム特許ポートフォリオの第一類及び第二類の特許のリストを発表し、その中には、第一類の中国特許2件(即ち、「個別に回避すれば、生産コストの大幅な上昇につながる」特許)、第二類中国特許13件の(即ち、「特許ポートフォリオの中で回避すれば、生産コストの大幅な上昇につながる」特許)

が含まれていたが、上記意見に対して、それ以上の証拠や説得力のある理由を提示していない。日某の専門知識を有する劉某も同様に、上記 15 件の特許はいずれも「回避」できるものであり、いずれも焼結ネオジムの「必須」特許ではないとする技術分析意見を発表した。

さらに、日某はかつて世界で 600 件以上の焼結ネオジム特許を保有しており、比較的早く世界で特許配置を行い、米国、欧州、中国等で特許を出願した。中国では、日某は 90 件の中国特許を保有しており、中某等 8 社の中国企業だけには焼結ネオジム特許の実施を許諾しており、日本を除く世界で焼結ネオジム材料を生産・販売することができるが、中国では、日某の特許実施許諾を得ていない企業が、国内で焼結ネオジム材料を生産・販売し、欧州等の米国・日本を除く国に輸出しているのであって、基本的に日某の特許による妨害は受けていない。同時に、同某会社が一審において提出した、中国国際金某有限公司が 2011 年 8 月 16 日に発行した『『省エネ、軽薄短小』ネオジム業界の成長の道を切り開く詳細な報告書』の中で、「他のメーカーは、特許を有する企業に対し 10%の代理費を支払い、彼らの名義で輸出する必要がある」と記載されていた。しかし、この報告書は 2011 年に発行されたものであって、本件の範囲外であり、同某会社は代理費の存在を証明する直接的な証拠を提出しておらず、また、日某も関連事項を知らなかったと主張し、且つ特許ライセンス契約の中で、被許諾企業が譲渡、転貸（サブライセンス）等を行うことを禁止する約定があったと主張した。したがって、本件では、日某から特許実施許諾を受けていない中国の他の多くの企業が、日某から特許実施許諾を受けている企業と代理店契約を締結し、提携や表示の手配をすることによって、間接的に日某の特許技術を使用していることを示す証拠はなく、このことは、焼結ネオジム材料を生産・輸出している中国企業のほとんどが、日某の特許技術を使用する必要がないことを示している。この紛争が発生するまで、日某が米国国際貿易委員会に中国企業によるその米国特許権侵害について提訴した紛争は、関連中国企業が提訴に応じなかったか、各当事者間で和解が成立した時点で終了した。現在に至るまで、中国又は中国国外において、中国の関連企業が実際に日某の係争特許権を侵害していると実体的に認定した法執行機関又は司法機関はまだない。また、注意を要するのは、住某連合又はその他の会社が 1998 年に米国国際貿易委員会による 337 条調査に関連する 6 つの米国特許を出願したが、本件の一審判決が出る前に、法定の保護期間を満了し、公衆が自由に使用できる公知技術になっているということである。日某は、2012 年に中国企業が米国特許権を侵害したとして米国国際貿易委員会に訴えを申請した際、それが主張した 4 件の米国特許（US6,461,565、US6,491,765、US6,527,874、US6,537,385）は、同某会社が主張した本件に関わる第一類特許の同族特許の範囲内にはなかった。同某会社は本件二審においても、係争特許の必要性は技術に起因するものではなく、むしろ日某の抱き合わせ濫用、訴訟脅迫、排他的取り決めに起因すると主張した。このことから、「日某の係争特許は、焼結ネオジム材料の製造において技術的に回避できない必須特許である」、「日某の特許許諾を得ていない中国のレアアース永久磁石企業は、米国等の指定国に製品を輸出することができない」という主張は、十分な事実的根拠を欠き、むしろ事実誤認又は誤解を生むことが多いことを示している。

結論として、本件における関連市場の画定には、事件の具体的な状況に基づいて、客観的で真実なデータを運用し、経済学分析方法を用いて分析認定を行う必要がある。しかし、双方当事者はいずれも十分に信頼性のあるデータを提供していないため、係争事件に関連する市場を合理的に説明することができず、且つそれぞれの主張と立証はいずれも困難であった。「中華人民共和國民事訴訟法」（2021 年改正）第 67 条（本件一審時に施行されていた

当該法 2017 年改正版の第 64 条に相当する) 第 1 項は、「当事者は自己の主張に対して、証拠を提出する責任がある」と規定している。「最高人民法院による中華人民共和國民事訴訟法の適用に関する解釈」第 90 条は、「当事者は、法律に別段の定めがない限り、自己の主張の根拠となる事実を証明するため、又は相手方の訴訟請求の根拠となる事実を反論するために、証明する証拠を提出しなければならない。判決が下される前に、当事者が証拠を提出しなかったり、その事実主張を証明する証拠が不十分であったりした場合、証明する挙証責任を負う当事者が不利な結果を負担する。」と規定されている。同某会社は、焼結ネオジム特許が代替不可能であり、独立した関連市場を構成し、焼結ネオジムの生産販売及び関連技術発展の実際と合致していないと主張しているが、その主張を証明するのに十分な証拠を提出しておらず、特に、日某の焼結ネオジム特許技術がどのように、なぜ代替不可能であるかを証明する証拠を提出していない。同某会社は、証拠を提出しないことによる不利な結果を負担しなければならない。本件において、既存の証拠は、日某の焼結ネオジム特許が技術的に代替不可能であることを証明するのに十分ではなく、焼結ネオジム材料の生産技術の代替需要等の状況に基づき、本件の関連商品市場は、焼結ネオジム材料の生産技術市場であると画定されるべきであり、緊密な代替性を有する特許技術及び非特許技術等を含む。関連技術市場に複数の競合技術が存在する状況において、当該技術を実施する川下製品の市場シェアは、関連技術の市場状況をより正確且つ簡便に反映することができ、当該技術を保有する事業者の市場地位もより正確に反映することができる。焼結ネオジム材料の生産技術は、焼結ネオジム材料を生産するために使用され、且つ焼結ネオジム材料(製品)の市場シェア等の状況は、焼結ネオジム生産技術の市場状況をより正確且つ簡便に反映することができるということを考慮すると、係争関連市場における技術所有者の市場支配力は、焼結ネオジム材料市場のシェアを通じて評価することができる。一審法院は、本件関連市場の商品範囲(商品市場)を、日某が所有する焼結ネオジム必須特許の特許ライセンスの関連市場であると定義したが、これは事実上及び法律上の根拠を欠くものであり、本院はこれを是正する。

### 3. 関連する地理的範囲について

焼結ネオジム材料は、確かにグローバルな産業チェーンを形成しており、地域範囲はグローバル範囲であると画定することができる。一審法院が係争関連市場はグローバル市場であると画定したことは不当ではないと判断し、本院はこれを支持する。

#### (二) 日某は、市場支配的地位を有するか否かについて

2007 年独占禁止法第 17 条第 2 項は、「本法律でいう市場支配的地位とは、事業者が関連市場内で商品の価格、数量又はその他の取引条件を支配できる能力を有し、又は他の事業者が関連市場に参入することを妨げ、影響を及ぼすことができる能力を有する市場地位をいう」と規定している。当該定義条項の具体的な規定に基づく、市場支配的地位は、事業者が関連市場における取引条件を支配することができるか、又は市場参入に影響を及ぼすことができることを意味し、事業者がこの 2 つのいずれかを保有することにより、市場支配的地位を構成することができることを指す。2007 年独占禁止法第 18 条は、「事業者が市場支配的地位を有するかの認定は、次の要素に基づいて行わなければならない。(一) 当該事業者の関連市場における市場シェア、及び関連市場における競争状況。(二) 当該事業者が販売市場又は原料調達市場をコントロールする能力。(三) 当該事業者の財力及び技術条件。(四) その他事業者の当該事業者に対する取引上の依存度。(五) その他事業者の関連市場への参入の難易度。(六) 当該事業者の市場支配的地位の認定に関連するその他の要因。」知的財産権を有する事業者が関連市場において支配的地位を有するか否かを認定する際には、関連市



場における取引相手が代替関係を有する技術又は製品に転向する可能性及びその転向費用、川下市場の知的財産権の使用により提供される商品に対する依存度、取引相手の事業者に対する抑制均衡力等の要素も考慮することができる。同一の商品について異なる生産技術が存在し、異なる生産技術間の代替性が存在する可能性があることに鑑み、事業者による知的財産権の保有は、それが市場支配的地位を有するかを認定する要素の一つとなり得るが、事業者による知的財産権の保有のみに基づいて、事業者が関連市場において市場支配的地位を有すると推定することはできない。「最高人民法院による独占行為に起因する民事紛争事件審理における法律適用の若干問題に関する規定」第 8 条は、次のように明確に規定している。「申し立てられた独占行為が独占禁止法第 17 条第 1 項に規定する市場支配的地位の濫用に該当する場合、原告は、被告が関連市場において支配的地位を有し、且つ、その支配的地位を濫用したことの立証責任を負う。被告がその行為が正当であることを理由に抗弁する場合は、被告が立証責任を負う。」本件の証拠を総合的に考慮すると、日某が焼結ネオジム材料の生産技術の世界市場において支配的地位を有していることは、同某会社が提出した証拠では証明できず、且つ本件の証拠も日某が焼結ネオジム材料の生産技術の世界市場において支配的地位を有していないことを示している。この点に関して、本法院は、以下のように分析し、認定する。

第一に、日某とその特許実施許諾を受けた企業の市場シェアは高くなく、関連市場の取引状況をコントロールすることは困難である。前述したように、関連技術市場において競合する技術が多く存在する場合、当該技術を実施する川下製品の市場シェアは、関連技術の市場状況をより正確且つ簡便に反映することができ、また、当該技術を保有する事業者の市場地位をより正確に反映することができる。焼結ネオジム製造技術は焼結ネオジム材料の製造に使用され、焼結ネオジム材料（製品）の市場シェアは焼結ネオジム製造技術の市場状況を正確且つ簡便に反映することができるという事実を考慮すると、日某の関連技術の市場力は焼結ネオジム材料市場の市場シェアによって評価することができる。日某が提出した「経済学報告」（二審における証拠 2.2、57 ページ、表 2）に記載されたデータによると、日某及びその特許実施許諾を受けた中国企業 8 社のうち、日某及びその特許実施許諾を受けた企業 7 社の中国市場シェアは 13.91%（1.56%+6.07%+1.55%+0.89%+1.62%+0.57%+0.82%+0.83%）に達した。「経済学報告」には、日某の特許実施許諾を受けた企業である銀某のデータが含まれていないが、当該企業の市場シェアは、6.07%と比較的高い市場シェアを持つ中某の市場シェアを上回る可能性は低い。したがって、日某及びその特許実施許諾を受けた中国企業 8 社の製造した焼結ネオジムの中国焼結ネオジム商品市場におけるシェアの合計は 20%以下であり、日某及びその特許実施許諾を受けた中国企業 8 社及びその特許実施許諾を受けた外国企業の外国市場における関連シェアはさらに低い。従って、本件において、日某が顕著な市場力を有すると認めることは困難である。

第二に、本件証拠は、日某の特許が技術的に代替不可能であることを証明するのに十分ではなく、むしろ、日某の特許が技術的に代替可能であることを示すものであり、したがって、日某が、その他の類似の技術を開発し又は類似の商品を生産する事業者の関連市場への参入に影響を与えることが技術的に困難であることを示すものである。第一に、前述のとおり、住某が 1983 年に取得したネオジム化合物特許は既に保護期間が過ぎており、1997 年に取得した別の成分特許 US5,654,651 も 2014 年 7 月 8 日に満了しており、1983 年から 2014 年までの 31 年間、特に最初のネオジム化合物の特許が期限切れになると、市場には必ず権利非侵害技術が存在する。第二に、焼結ネオジム磁石の性能指標は、主に磁気エネルギー積



及び保磁力を含み、高性能焼結ネオジム磁石の性能が高い理由は、主に高い磁気エネルギー積及び保磁力の指標にある。一方、同某会社が主張する第一類と第二類の中国特許のうち、保磁力等の核心性能の向上に直接関係する特許は一部に過ぎず、関連メーカーが特許技術を欠くことがコストの大幅な上昇につながることを証明することはできない。また、同某会社が一審中に提出した安徽大某の販売補足法律意見書（六）によると、安徽大某は日某の技術を使用しておらず、権利侵害を構成しないが、それでもなお日某に「ライセンス料」を支払う協定に合意したと記載されている。同某会社の当該証拠によると、たとえ日某の特許実施許諾を取得しても、実際には日某の特許技術を使用しない可能性がある。また、同某会社は、その製造過程において日某特許を侵害していないと評価しており、これは、その焼結ネオジム磁石の製造も日某の特許技術を使用していないと考えていることを説明している。よって、同某会社が主張する日某の第一及び第二の特許は、技術的に代替不可能なものではなく、これらの特許が技術的に代替可能であることを示す事実である。その他の代替可能な技術を有する場合、一般的に、類似技術の権利者が他の事業者の市場参入に影響を与えたり、取引条件を支配したりする市場支配力を有すると直接認定することは困難である。したがって、日某が市場支配的地位を有するという同某会社の主張には、事実に根拠がない。

第三に、日某の特許が商業的に代替不可能であるという同某会社の主張は成り立たない。まず、前述したように、日某から特許実施許諾を受けずに焼結ネオジムの米国に輸出した企業の一部は、日某から米国国際貿易委員会に提訴されたが、実体審理手続を経ずに、最終的に当該焼結ネオジムの輸出が特許権侵害に関与していると認定された。同某会社は、中国企業が焼結ネオジムの米国に輸出しようとする場合、日某の特許実施許諾を取得しなければならぬと主張したが、それを裏付ける証拠を欠いており、成立しない。第二に、同某公司等 4 つの寧波企業は、2014 年から 2017 年までの期間に、焼結ネオジム生産量は年々増加し、売上高は年々増加し、日某の特許実施許諾を取得していなかったために市場参入が困難になることはなく、自主生産工程と技術は日某特許を侵害していないと何度も公言している。当該事実は、日某の特許技術が代替不可能でないことを示すだけでなく、日某が特許実施許諾をした 8 社以外のその他の中国企業にライセンスを拒絶したことには、競争を排除、制限する効果がなかったことを示している。また、本件の証拠によると、2013 年に安徽大某等が日某と和解して特許実施許諾を取得した後、日某は他の中国企業に再ライセンスをしていないが、平某証券股份有限公司が 2020 年に発表した「新素材シリーズ第 2 回重点戦略素材詳細レポート：高性能レアアース永久磁石材料—グローバル競争力、タイミングよく風が吹く」は、中国レアアース工業協会のデータを引用して論述している。中国ネオジム磁石材料の生産量は 2014 年以降大幅に増加しており、そのうちの各年の生産量は、2013 年 9.43 万トン、2014 年 11.8 万トン、2015 年 13.51 万トン、2016 年 13.69 万トン、2017 年 15.67 万トン、2018 年 16.45 万トン、2019 年 18.03 万トンである。これは、日某が中国で特許実施許諾した企業を新たに追加しなかった状況において、中国市場におけるネオジム磁石の生産量が依然として大幅に増加していることを示しており、これにより、日某がネオジム技術市場でも材料市場でもいずれも市場支配的地位を有していないことをさらに証明した。次に、日某の技術専門家によると、2009 年以降、ネオジム関連技術は再び急速な発展期に入り、特許出願件数は年平均 200～600 件に達した。2016 年以降、全特許のうちの 50%以上が中国メーカーによる出願であり、2021 年までに、中国のネオジム永久磁石材料の特許出願件数は、日本に次いで世界第 2 位となった。中国市場におけるネオジム磁石材料の 90%以上が、焼結ネオジム材料であることを鑑みると、ネオジム磁石材料に関する上記データは、焼結ネオジム材料の市場状況を相当程度反映することができる。焼結ネオジム

材料の生産技術の更新と反復が加速する傾向の下で、市場には大量の代替技術が絶え間なく現れ、日某が、本件紛争が発生した時に市場支配的地位を有するという見方には、十分な根拠がないことを証明した。

上記の分析を総合すると、同某公司是、日某がその焼結ネオジム特許によって、世界の焼結ネオジム生産技術市場又は世界の焼結ネオジム材料市場においての取引条件をコントロールし、市場参入に影響を与える市場力を持っていることを証明する証拠を提出しなかった。即ち、日某が市場支配的地位を有することを証明することができなかつたため、立証できない不利な結果を負うべきである。本件の証拠により、日某が市場支配的地位を有すると認定することは困難であることに鑑み、同某公司是、日某が市場支配的地位を有することを前提として、日某が市場支配的地位を濫用しており、相応の民事責任を負うべきだという主張は、当然には成立し難く、本院は更なる審理を行わない。同某公司が、日某公司とその特許実施許諾を取得した企業との間にハブ&スポーク（独占）協定が存在すると主張する問題については、当該問題は本件の市場支配的地位濫用紛争の審理範囲に属さず、同某公司が相応の証拠等の事実と法的根拠を持っていれば、法律ルートを通じて別途救済を求めることができる。

以上のことから、日某の上訴請求は成立し、本院はこれを支持する。一審判決は、事実及び適用法律のいずれも誤りがあると認定し、本院はこれを是正する。本院は、「中華人民共和国涉外民事関係法律適用法」第4条、「最高人民法院による中華人民共和国涉外民事関係法律適用法の適用の若干問題に関する解釈（一）」第8条第5項、「中華人民共和国独占禁止法」（2007年公布）第2条、第12条第2項、第17条第2項、第18条、「最高人民法院による独占行為による民事紛争事件審理における法律適用の若干問題に関する規定」第8条、「中華人民共和国民事訴訟法」（2021年改正）第67条第1項、第177条第1項第2号、「最高人民法院による中華人民共和国民事訴訟法の適用に関する解釈」第90条の規定に基づき、以下のとおり判決を下す。

一、中華人民共和国浙江省寧波市中級人民法院の（2014年）浙甬知初字第581号民事判決を取り消す。

二、寧波同某強磁材料有限公司の訴訟請求を棄却する。

一審案件受理费人民币 50,300 元、二審案件受理费 32,128 人民币のいずれも、寧波同某強磁材料有限公司の負担とする。

本判決は、終審判決である。

審査長 朱 里  
審判員 余曉漢  
審判員 何 隼

2023年12月14日

法官助理 廖继博  
法官助理 趙 雲  
書記員 汪 妮

別紙

図 1：永久磁石材料の分類

図 2：3 種類のネオジム材料の利点、製造工程及び応用対比

図 3：2010 年から 2019 年までの中国のネオジム磁石材料生産量の成長状況

図 4：専門知識人である馬某が作成した日某の焼結ネオジム特許ポートフォリオの第一類及び第二類の特許リスト

※ 初出：『特許ニュース No.16134』（経済産業調査会、2024 年、原題は「中国知財の最新動向 第 43 回 プロテリアル（旧日立金属）が逆転勝訴した中国独禁法訴訟の最高人民法院判決について〈上〉」）、『特許ニュース No.16175』（経済産業調査会、2024 年、原題は「中国知財の最新動向 第 44 回 プロテリアル（旧日立金属）が逆転勝訴した中国独禁法訴訟の最高人民法院判決について〈下〉」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。